



広田みよ、9月議会で質問しました！



コクホ

国民健康保険をよくして！

国民健康保険は、加入者の過半数が年金生活者などの「無職者」であり、本市では総所得200万円以下の世帯が8割。国が、国庫負担の引き下げをはじめ、責任を次々と後退させたことで、国保料がどんどん高くなりました。本市でも、例えば4人家族、年収300万円の世帯で年間30～40万円の保険料となり、2割が滞納する状況。平成25年度から保険料の算定方式を「旧ただし書き方式」に変更し、低所得者を中心に多くの世帯で保険料が上がります。市民にしわ寄せがあってはなりません。

本市の今の加入世帯、滞納世帯数、滞納すると保険証の代わりに出される資格証明書・短期保険証の発行数は？

市長 平成24年7月現在、国保の加入世帯数は65,748世帯、滞納世帯数は12,622世帯、資格証明書発行世帯数は972世帯、短期保険証は3,713世帯。

払えない方に寄り添う制度が本市の減免制度だが、利用しにくい人が多い。適用範囲を拡大する考えはありますか？

市長 今のところ、市の条例減免制度の拡充は考えていない。今後とも国の動向を注視し、全国市長会等を通じて、低所得者対策の強化を求めている。

1年半後と差し迫った「旧ただし書き方式」への変更に向けて、試算や分析、市民への周知はどうなっていますか。

市長 現在電算システムを更新中で、12月を目途に影響額の試算・分析を予定。賦課方式の変更は、6月の納付書の時や、9月の保険証更新時の説明チラシ同封など、周知に努めている。



雪対策をすすめて！

除雪に関して「自力、地域の助け合いでは限界」と市民の不安の声があがっています。行政として市民の安全や暮らしを守るうえで、もっと積極的に力を注ぐべきです。

市の除雪範囲は市道の40%以下、歩道は100kmに過ぎない。「町なかの生活道路も除雪して！」が市民の声。歩道も含め、市の責任で範囲拡大すべきです。

市長 市道除雪計画に基づき、主にバス路線等幹線道路の除雪を実施。交通路や地域の実情をふまえ、毎年計画を見直しており、財源確保可能な限り、除雪路線を延長している。

消雪装置の設置、除排雪車の購入など、導入を決めた町会には半分の補助が出るが自己負担も多い。購入・設置の補助率を上げるべきです。

市長 地域住民の方々の協力による共助を基本としているため、現行の補助率は今のところ上げることは考えてはいない。

地域・町会独自で雪対策に工夫をされています。その経験や現状を交流し、地域への積極的な普及に、取り組むべきです。

市長 用水等の金沢の特性を生かした小融雪等の雪対策に取り組む地域には、技術指導や財政的支援を実施。今後、先進的な取り組みを情報収集し、ホームページ等に紹介したい。



不妊症・不育症への助成を増やして！

日本では不妊の検査・治療を受けた夫婦は6組に1組。県内でも体外受精・顕微受精を併せ、昨年は2762件の治療が行われています。不妊治療は費用と時間がかかり、体外受精は保険がきかず1回30～60万円と高額です。妊娠する確率は30代前半でも3割と言われ、何年も継続しているご夫婦もおり負担になっています。2004年からの国の特定不妊治療助成事業により、本市も助成制度をもち、申請数は年々急増。しかし所得制限があるなど、まだまだ制度充実を望む声が多いようです。

少子化対策に力を入れる本市も、独自で上乗せ制度を行うべきと考えます。

市長 不妊治療の助成件数は、一昨年から2割以上増加し、今後も増加が予想されるため、まずは現在の制度の維持に努め、独自の所得制限の緩和などの上乗せ助成は考えていない。

不育症とは、妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返し、結果的に子供を持ってない場合を言います。適切な治療により出産可能ですが、保険適応外が多く、多額の費用が必要。少子化対策の一環として、県内でも独自で不育症の助成をはじめると考えています。

ぜひ本市でも、不育症の助成事業をはじめるときではないでしょうか。

市長 国において不育症治療に関する研究が進められているが、未だ治療法が確立されていないと聞く。国の医療費助成制度がないこともあり、本市としても独自の制度を創設する考えはないが、今後とも国の動向には関心を持っていきたい。

不妊症・不育症は、身体的・精神的にも負担が多く、専門の相談機関を設けるべきと考えます。

市長 本市は、福祉健康センターや健康総務課で、悩みや治療、医療費助成の相談に応じ、より専門的な県不妊相談センターも紹介。保健師や助産師対象の専門医による検証会など、独自の取り組みを実施、今後とも相談体制の強化に努めたい。



学校給食の放射性物質検査の充実を！

東日本大震災における原子力災害で、放射性物質が拡散し、学校給食にも安全・安心の確保が求められます。市民の不安に応えるべく、9月から県は金沢市内小学校給食のモニタリングをはじめ、本市でも同様に中学校給食の検査を行っています。

検査下限値をどこに定めるのか、また放射性セシウムが検査下限値を超えて出た場合、どのように対応するのでしょうか。

市長 今回モニタリング検査の検査下限値は、1kg当り10ベクレル。これを超える値が検出された場合は、石川県保健環境センターに再検査を依頼し、放射性セシウムが含まれる食材を特定する。結果によっては、使用を控えることも考えている。

今回の検査では子どもたちが食べる前の給食ではなく、食べた後の給食を対象としています。なぜ食べる前に検査をしないのでしょうか。

市長 国は今年4月から放射性物質の新たな基準値を超えた食品が流通しない体制を構築し、現在、市場に流通しているものは安全であると考え。加えて学校給食における事後検査を実施し、子供や保護者の不安を解消できると考える。

